2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県那賀郡那賀町出羽字出合二の一、字母林一の二、木頭字松原二、一四の一から一四の七まで、一五、小畠字黒沢三六、掛盤字下加州回り六、七の三、岩倉字イシカ谷三五の三九、木頭折字字中内南畑二六の二、二七の二、二九、字中内二六（次の図に示す部分に限る。）、五八、六〇の一から六〇の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇の五、八一（次の図に示す部分に限る。）、字栩谷二の二、字折宇谷一の一、一の三、一五の二、二一（次の図に示す部分に限る。）、二三の一、二三の二、三〇、五四の一から五四の七まで、字菖蒲野五一の九、五一の二一、字柄谷山七の二、七の三、字御朱印谷山一の二、一の五、字栩谷向二、三の一、三の二、字野久保谷二九の五、三八、四〇、四一の一、四一の二、四三、字細川内二三・二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字湯桶山一の一、木頭北川字大明地一一六、一三〇の二、一三一、一三二の一、一三二の二、字宇井ノ瀬九四、字陰八、字高野瀬五の二、五の一三、八の一、八の三、八の四、一〇、一一の一、一一の五、字千本一一の一、字船谷三八（次の図に示す部分に限る。）、四六、五六（次の図に示す部分に限る。）、六五の七、六五の一三、七〇・七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八の一から七八の六まで、木頭助字九文名一〇六、一〇八、一一〇の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字出合二の一・字母林一の二・字松原二・一四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四の二、一四の三から一四の五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四の六、一四の七、一五・字黒沢三六・字下加州回り六・七の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字中内南畑二六の二、二七の二、二九、字中内二六、五八、六〇の一から六〇の三まで、六〇の五、八一、字栩谷二の二、字折宇谷一の一、一の三、二一、二三の一・二三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇、五四の一から五四の七まで、字菖蒲野五一の九（次の図に示す部分に限る。）、字栩谷向二、三の一、三の二、字大明地一一六（次の図に示す部分に限る。）、一三〇の二、一三一、一三二の一、一三二の二、字宇井ノ瀬九四（次の図に示す部分に限る。）、字船谷三八、四六、五六、七〇、七一、字九文名一〇六・一〇八・一一〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県阿波市土成町浦池字東山二五二三の二（国有林）、二五二一、二五二二の一、二五二二の二、二五二三の一、二五二四、二五二五、字北山二四二五、字九頭宇二〇三四、二〇三五、二〇四七から二〇四九まで、二〇五一、字金地七七九、七八二、七八三、七八九、七九〇、字白木谷一〇八二から一〇八七まで、一一〇四、字西ノ宮五七一の一、五七一の三、五七七、土成町水田字指谷三一の一、三一の二、三二の一、七四、七五、八五、八六、字日吉七七、土成町秋月字明月一一二、一一三の一、一一三の四、土成町吉田字岡ノ山一五の一、一五の二、一六、一七、土成町宮川内字相婦六八の一、六八の三、六八の五から六八の七まで、字日僧三〇の一から三〇の三まで、字角倉一三の一から一三の四まで、一四の一、一四の二、字清延六四の三、六四の四、六八、字藤ヶ内一八、一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金地七七九、七八二、七八三、七八九、七九〇、字西ノ宮五七一の一（次の図に示す部分に限る。）、五七七、字日吉七七、字岡ノ山一五の一、一五の二、一七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年二月十五日農林水産省告示第百六十四号（一及び二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成六年一月二十八日農林水産省告示第百八十二号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年二月十八日農林水産省告示第百九十号（五に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）